

消防計画

1 目的及び適用範囲

この計画は、当事業所において、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全、及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画に定めたことについては、当事業所に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

2 防火管理者の権限と、消防機関への届出等

防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告等を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）と届出
- (2) 消防訓練の実施と通知
- (3) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (4) 火気の使用、取扱いに関する指導
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) その他防火管理について必要な業務

3 火元責任者の配置

日常の火災予防のため、防火管理者のもとに、次のとおり担当区域ごとに火元責任者を置き、その任務を行う。

防火管理者 職・氏名	担当区域	火元責任者 職・氏名	任務内容
			・火気使用設備器具等、電気器具等、吸殻処理、終業時の火気などを確認する。 ・通路、避難口等の避難障害を確認する。

4 建物等の自主検査

防火管理者は、建物、火気使用設備器具等について、日常または定期的に自主検査を実施する。

5 消防用設備等の定期点検と報告

管理権原者は、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、 1 ・ 3 年に1回消防署長に報告する。

点検時期 設備等の種類	点検実施月		点検業者
	機器点検	総合点検	
消 火 器	月 月		
非 常 警 報 設 備	月	月	
誘 導 灯	月 月		

6 火災予防上の遵守事項

火災予防のため、関係者は、日常の業務を通じて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通路、避難口等には、避難の支障になる物を置かない。
- (2) 火気使用設備器具等の周辺は常に整理整頓する。

- (3) 終業時には、火気の安全を確認する。
- (4) 工事を行なう者は、火気管理について、防火管理者の指示を受けること。

7 消防訓練の実施

防火管理者は、従業員の消防技術の向上を図るため、消防訓練を次のとおり行う。

- (1) 通報、消火、避難などの消防訓練を、年 1 回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

8 自衛消防隊の編成

火災、地震その他の災害による人命安全と、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を次のとおり編成し、隊員はその任務分担により行動する。

担当	職・氏名	任務内容
自衛消防隊長		自衛消防隊の指揮、命令、監督などを行う。
通報連絡担当		火災発生を建物内の者に知らせる。 119番に通報する。
初期消火担当		消火器を使用し、初期消火を行う。
避難誘導担当		拡声器等で落ち着いて行動するよう呼びかけ、避難誘導する。

9 駐車場部分から出火した時の活動

駐車場部分から出火した時の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡担当は、駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合、迅速に受信機を確認する。
また、火災発生を駐車場部分を含む建物内の者及び別棟に事務所がある場合、当該事務所にいる関係者に知らせるとともに119番に通報する。
- (2) 初期消火担当は、消火器、移動式粉末消火設備を使用し、初期消火を行う。
- (3) 避難誘導担当は、建物内の者を屋外の安全な場所に避難誘導するとともに、出入口等において当該駐車場への進入を制止する。

10 日常の地震対策

防火管理者は、地震による被害を軽減するため、日常から次の措置を講ずる。

- (1) 書棚、ロッカー等の転倒防止措置を行う。
- (2) 火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (3) 地震時の備蓄品を確保し、定期的に点検整備を実施する。

11 地震発生時の安全措置

地震発生時には、出火防止対策に万全を期すとともに、次の安全措置を実施する。

- (1) 地震発生時は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 揺れがおさまってから、火気使用設備器具等の直近の従業員は、電源・燃料等の遮断を行う。
- (3) 火元責任者は、出火の確認、負傷者の発生状況を確認する。

12 地震発生後の活動

地震発生後の活動は、日常の自衛消防活動によるほか、次の事項について行う。

- (1) 通報連絡担当は、ラジオ等により情報を収集し、建物内の全員に知らせる。
- (2) 出火した場合は、初期消火担当が中心となり、消火活動を行う。
- (3) 被災者を発見した場合は、周囲の者と協力して救出活動を行う。

(4) 避難誘導担当は、建物内にいる者を落ち着かせ、屋外に避難誘導し、市指定の一時避難場所・避難所に誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

※ 建物の消防用設備等の設置場所、及び避難経路図 別図

附 則

この計画は、 年 月 日から適用する。